

平成21年10月31日

債権者各位

更生会社 山崎建設株式会社
管財人 中 洞 好 博
管財人 井 窪 保 彦

更生計画認可のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より山崎建設株式会社の更生手続に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成21年8月31日東京地方裁判所に更生計画案を提出してありましたが、同年10月28日までの書面投票の結果、大多数の債権者の皆様より更生計画案へのご賛同を賜り、同年10月31日に同裁判所より更生計画認可の決定をいただくことができました。

これもひとえに債権者の皆様の特段のご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます次第です。

今後は、新体制により管財人・役職員一丸となって更生計画遂行に努め、確固たる収益基盤を構築していくと共に、厳しい経営環境の中ではありますが、早期に再建を目指す所存でございます。

つきましては、今後とも倍旧のご支援とご指導を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

まずは略儀ながら、書中をもちましてご報告と御礼のご挨拶を申し上げます。

敬具

平成20年(ミ)第13号 会社更生事件

決 定

東京都中央区日本橋富沢町8番6号

更生会社 山崎建設株式会社

管財人 井 窪 保 彦

管財人 中 洞 好 博

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成21年10月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 西 村 英 樹

これは謄本である。

同日同庁 裁判所書記官 西 村



将